

# 平成 28 年度国土交通省調達改善計画

平成 28 年 3 月 31 日

## 平成 28 年度国土交通省調達改善計画

## 1. 本計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、政府においては、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするを基本的な理念とし、調達改善の取組を進めているところである。

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議）に基づき、調達改善の取組内容や目標を定めたものであり、これに基づく調達改善の取組を推進することで、行政コスト（事務負担）にも留意しつつ、当省の調達の競争性のより一層の確保、経済性の向上を図り、調達コストの縮減や調達対象の品質確保に資することを目的とするものである。

## 2. 国土交通省の調達の現状

## (1) 国土交通省の調達実績

- ・ 国土交通省の調達件数（平成 26 年度）は、約 4.5 万件、調達金額は、約 3.1 兆円。
- ・ 「公共工事等」は、調達件数の約 58%、調達金額の約 87%。
- ・ 「物品役務等」は、調達件数の約 42%、調達金額の約 13%。

表 1. 平成 26 年度における国土交通省の調達の契約種別実績

(単位：件数、%、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	34,304	76.5%	27,954	90.7%
	企画競争による随意契約	5,154	11.5%	1,270	4.1%
	公募による随意契約	354	0.8%	232	0.8%
	不落・不調による随意契約	161	0.4%	60	0.2%
	小計	39,973	89.2%	29,517	95.8%
競争性のない随意契約		4,856	10.8%	1,310	4.2%
合計		44,829	100.0%	30,826	100.0%

(注 1) 上記の件数等は、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知）」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随契は除く）を基に作成。

(注 2) 計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

表 2. 平成 26 年度国土交通省における調達経費の内訳

(単位：件数、%、億円)

区分	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品の購入	4,345	9.7%	1,344	4.4%
役務業務	14,507	32.4%	2,582	8.4%
公共工事	10,836	24.2%	22,811	74.0%
建設コンサルタント業務	15,141	33.8%	4,089	13.3%
合計	44,829	100.0%	30,826	100.0%

(注 1) 上記の件数等は、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知）」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随契は除く）を基に作成。

(注 2) 計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(2) 「MPS（マネージド・プリント・サービス）」の導入状況

国土交通省における MPS（マネージド・プリント・サービス）の導入については、契約実態や規模からコスト削減や事務手続の軽減が見込める調達部局において、先行的に導入している状況であり、全て総合評価方式による調達を実施している。

平成 27 年度までに MPS を導入した調達部局	未導入の調達部局
9 部局	64 部局

(3) 「競争性のない随意契約」の状況

「競争性のない随意契約」の全契約に占める割合は、件数及び契約金額ともにほぼ横ばい状態が続いている。

表 3. 競争性のない随意契約の推移

(単位：件数、%、億円)

年度	競争性のない随意契約				契約全体	
	契約件数		契約金額		契約件数	契約金額
		割合		割合		
平成 19 年度	10,840	17.6%	3,153	10.2%	61,646	30,992
平成 20 年度	8,229	14.4%	2,639	8.5%	57,117	30,957
平成 21 年度	6,542	11.4%	1,837	6.0%	57,242	30,739
平成 22 年度	5,604	11.8%	1,308	5.9%	47,393	22,253
平成 23 年度	5,629	11.8%	1,735	7.1%	47,798	24,275
平成 24 年度	4,826	10.3%	1,247	4.8%	46,743	26,250
平成 25 年度	4,422	8.8%	1,072	3.0%	50,268	36,307
平成 26 年度	4,856	10.8%	1,310	4.2%	44,829	30,826

(注) 上記の件数等は、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知）」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随契は除く）を基に作成。

(4) 「一者応札」の状況

「一者応札」の競争入札契約に占める割合は、ほぼ横ばい状態が続いている。

表 4. 一者応札の推移

(単位：件数、%)

年 度	一者応札実績		一般競争+指名競争 総件数
	契約件数	割 合	
平成 19 年度	8,967	22.8%	39,329
平成 20 年度	8,943	23.6%	37,870
平成 21 年度	9,741	23.7%	41,094
平成 22 年度	8,377	23.0%	36,384
平成 23 年度	8,352	22.9%	36,400
平成 24 年度	8,842	24.3%	36,317
平成 25 年度	10,658	26.8%	39,835
平成 26 年度	10,233	29.8%	34,304

(注) 上記の件数等は、「公共調達に適正化について(平成18年8月25日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータを基に作成。

(5) 「契約種別ごとの応札」状況

平成 26 年度について、契約種別に見ると、競争入札においては、約 3 割、企画競争による随意契約については約半数、公募による随意契約については全て 1 者応札となっている。

表 5. 平成 26 年度における国土交通省における調達の応札状況

(単位：件数、%、億円)

区 分	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	10,233	5,342	24,071	22,611	34,304	27,954
企画競争による随意契約	2,740	750	2,414	520	5,154	1,270
公募による随意契約	354	232	0	0	354	232

区 分	1 者割合	
	契約件数	契約金額
競争入札	29.8%	19.1%
企画競争による随意契約	53.2%	59.1%
公募による随意契約	100.0%	100.0%

(注) 上記の件数等は、「公共調達に適正化について(平成18年8月25日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータを基に作成。

### 3. 共通的な取組

#### (1) 一者応札の改善

##### ① 全般的な取組（難易度：B）

一者応札については、発注者側の取組により改善が期待できる部分もあると考えられることから、引き続き、競争参加者を増加させるための環境改善に取り組むこととする。

具体的には、引き続き、発注者は、契約手続に入る前に、一者応札の改善に向け必要な措置が行われているか、必要以上に競争参加者に制限を課していないかなどについて事前検証を行うこととし、特に、一者応札が複数年度続いている調達については、当該調達における一者応札の要因に対応した改善策を十分に検証することとする。また、結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、各調達部局において一者応札となった原因の分析を行い、その結果をホームページにおいて公表する。

併せて、地理的要因や、企業側の理由（業務量の多寡、技術力等）によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられることから、改善策を講じているにもかかわらず、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない事案などについては、外部性・透明性を確保したうえで、適正な契約方式へ移行することについても検討する。

##### ② 一者応札の傾向を踏まえたカテゴリ別の取組（難易度：A）

一者応札案件（契約金額3億円超）について見ると、主に、物品等の調達、システム関係、施設・設備の維持管理、調査等の役務のカテゴリに分けられる。過年度の一者応札の傾向を踏まえ、各カテゴリに属する調達については、カテゴリ別の要因に応じた、以下の取組の強化に努める。

#### ◆ 物品等の調達

主な一者応札の理由が、仕様に合致するものを用意することが困難というものであったため、公示期間の十分な確保や、調達情報の一層の周知、過年度の類似業務の成果物の情報提供などによる仕様内容の理解を促進する。

#### ◆ システム関係

主な一者応札の理由が、予定技術者の確保が困難、というものであったため、公示期間の十分な確保により、技術者の確保のための準備期間をとれるようにする。

また、仕様書の内容から自社での対応が困難と判断したことが原因となったものもあったため、過年度の類似業務の成果物の情報提供などによる仕様内容の理解を促進する。

#### ◆ 施設・設備の維持管理

主な一者応札の理由が、予定技術者の確保が困難、というものであったため、公示期間の十分な確保により、技術者の確保のための準備期間をとれるようにする。

また、特定の地域の施設・設備の維持管理については、地域に精通していることが必要であり、地域外からの参入がなかったことも原因と考えられることから、地域に精通した企業の受注機会の増大のため、競争参加資格を満たす企業の情報収集を行うとともに、品質の確保に留意しつつ当該地域における競争参加者の裾野の拡大を行う。

#### ◆ 調査等の役務

主な一者応札の理由が、受注者側の業務体制が整わない、というものであったため、公示期間の十分な確保や、調達に関連する情報提供を充実させることにより、技術者の確保等の事業者側の準備が整いやすい環境を整備する。

#### 【目標】

全ての契約について、契約手続きに入る前に一者応札の改善に向けた措置の必要性を検証し、発注者側の取組による改善が期待できる場合に競争性の向上を目指す。

#### (2) 地方支分部局等における取組の改善

##### ① 全般的取組（難易度：B）

各地方支分部局等においても、本計画に基づき、本省と同様に調達改善の取組を実施する。

##### ② 共同調達・一括調達の実施（難易度：B）

各地方支分部局等においては、事務用消耗品、紙類等について、近隣官署との間で共同調達や、地方支分部局等内での一括調達を行っている。平成28年度についても、引き続き共同調達・一括調達を実施するとともに、拡大に向けた検討を行い、契約事務手続きの合理化を図る。

#### 【目標】

全ての地方支分部局等において共同調達又は一括調達を実施するとともに、少なくとも1以上の地方支分部局等で共同調達又は一括調達を拡大させる。

#### (3) 電力調達の改善（難易度：A）

電力調達については、平成28年4月から電力小売全面自由化になることも踏まえ、随意契約で調達している案件の一般競争入札化を検討し、競争性の向上を目指す。

#### 【目標】

随意契約で電力調達している全案件について、一般競争入札の可否を検討し、競争性の向上を目指す。

## 4. 重点的に取り組む分野

平成28年度においては、「平成28年度調達改善計画の策定要領」（平成28年2月1

日内閣官房行政改革推進本部事務局)において示された考え方、平成27年度調達改善計画に基づく取組の検証等を踏まえ、今後の経費削減、事務の効率化等が見込まれるコピー経費等の節減、MPS(マネージド・プリント・サービス)の導入拡大について重点的に取り組むこととする。

(1) コピー経費等の節減(難易度:A<sup>+</sup>)

国土交通本省で使用するコピー経費等の節減について、留め置きプリントの導入拡大によりコストの見える化を推進するとともに、引き続き、白黒両面印刷を奨励する。

【目標】

留め置きプリントの導入拡大によりコピー経費等を節減する。

(2) MPS(マネージド・プリント・サービス)業務の推進(難易度:A)

プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器の集約化等について、調達コスト削減及び事務手続の軽減効果等の検証を踏まえ、費用対効果が認められる部局においてはMPS業務の導入を着実に推進する。また、導入済み部局においては、職員向けイントラネットに両面印刷の使用状況等を掲載し、コスト縮減に向けた意識啓発を図る。

【目標】

平成28年度中に、平成27年度までに導入した9部局から増加させる。

## 5. 継続的な取組等

適正な調達に資する継続的な取組については、平成28年度も引き続き実施することとする。

(1) 随意契約の見直し(難易度:A)

競争性のない随意契約は、ほぼ横ばい状態が続いているところであるが、より一層の競争性及び透明性の確保を図る観点から、競争性のある契約への移行を推進する必要がある。

そのため、平成28年度においても、引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。

また、競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようとする。

【目標】

全ての競争性のない随意契約について、契約手続に入る前に、競争性のある契約への移行可否を検討し、競争性の向上を目指す。

(2) 公共工事の調達(難易度:B)

公共工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札の導入

を図る一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、ほぼすべての工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

(参考) 平成 26 年度の国土交通省の工事の契約件数及び金額

(単位：件数、%、億円)

26 年度実績		工事全体 (割合は、合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、工事全体に占める割合)			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
			割合		割合		割合		割合
競争入札	一般競争	10,407	72.9%	20,332	98.6%	9,991	96.0%	20,284	99.8%
	指名競争	85	0.6%	128	0.6%	9	10.6%	71	55.5%
	小計	10,492	73.5%	20,460	99.2%	10,000	95.3%	20,356	99.5%
随意契約		3,778	26.5%	161	0.8%	—	—	—	—
合計		14,270	100.0%	20,621	100.0%	—	—	—	—

(注 1) 上記計数は、「国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成 27 年度版)」を基に作成。

(注 2) PFI 事業を除く。

(注 3) 計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

外部有識者を交えた懇談会等の議論を踏まえ、総合評価落札方式の活用・改善を含め、より良い調達を実現するため引き続き改善に努める。

特に、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプに二極化するなどの改善策を運用しているところである。引き続き、当該改善策の運用を推進するとともに、工事の品質を確保しつつ、入札契約手続事務の更なる改善及び効率化を推進する。

### 【目標】

外部有識者を交えた懇談会等を開催し、本省及び地方支分部局において当該懇談会等の議論を踏まえた二極化等の改善策を実施する。

#### (3) 共同調達の実施(難易度：B)

平成 27 年度は、国土交通本省にて、近隣官署との間で 11 品目の共同調達を実施したところ。平成 28 年度についても、契約事務手続の合理化を図るため、同様の品目について共同調達を実施するとともに、未実施品目について、引き続き、共同調達の適否を検討する。

(地方支分部局等の取組については、「2.(2)② 共同調達・一括調達の実施」を参照。)



## 【目標】

国土交通本省における共同調達について、平成 27 年度に実施した 11 品目について引き続き共同調達を行う。また、全ての地方支分部局等において共同調達又は一括調達を実施するとともに、少なくとも 1 以上の地方支分部局等で共同調達又は一括調達を拡大させる（再掲）。

### (4) 少額な契約への対応（難易度：A）

会計法令で予定価格が少額の場合に随意契約が可能とされている場合にあって、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会の拡大について推奨する。

## 【目標】

本省及び 1 以上の地方支分部局等でオープンカウンター方式を実施し、競争性の向上を目指す。

### (5) 点検機能

#### ① 公正入札調査会議の活用（難易度：A）

国土交通本省の調達案件（物品・役務）について、外部有識者からなる「公正入札調査会議（契約の適正化小グループ）」を設置し、抽出された個別の案件について、①契約の適正性の審査、②競争入札及び企画競争を行った契約のうち一者応札又は応募となったものを中心に、改善策の検討等の取組を行っているところであり、平成 28 年度についても引き続き同会議の更なる活用を図る。

## 【目標】

四半期ごとに公正入札調査会議（契約の適正化小グループ）を開催し、契約の適正性について外部有識者の助言を得る。

#### ② 内部監査の実施（難易度：A）

平成 28 年度においては、引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、当該措置について各調達部局に周知し、各調達部局における改善を促進する。

## 【目標】

本省及び地方支分部局等において内部監査を実施し、契約の適正化を図る。

### (6) その他の取組

#### ① 人事評価における適切な評価（難易度：B）

人事評価において、必要性の低い事業を廃止するなどコスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が職員の担当分野において可能な場合、業績目標の設定を行うと

ともに、目標以外も含めたコスト意識や業務改善に向けて取られた行動については、能力評価・業績評価双方において、適切な評価を実施する。

② 調達改善に係る研修の実施（難易度：B）

会計事務職員を対象として調達改善にかかる内容の研修を引き続き実施することにより、職員のスキルアップを図る。

③ 調達情報の発信強化（難易度：B）

府省共通の調達総合情報システムと連携を行い、事業者に対して引き続きメールマガジン機能について周知を行う。

## 6. 調達改善計画の推進体制等

(1) 調達改善推進チーム

本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長とするほか、構成員は以下のとおりとする。

統括責任者：大臣官房長

副統括責任者：大臣官房会計課長、大臣官房参事官（会計担当）、大臣官房地方課長及び大臣官房技術調査課長

メンバー：副統括責任者がその所属職員の中から指名する者

調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行う。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。なお、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

(2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。

<参考>

（難易度の指標について）

- ・ A+：効果的な取組
- ・ A：発展的な取組
- ・ B：標準的な取組